

Ⅱ 生活保護行政の状況

1 県本庁における生活保護行政の状況

(1) 組織体制

ア 県本庁における生活保護事務担当

- 昭和 60 年 4 月 1 日 民生部社会課から福祉部援護課に改称され、生活保護班が担当する。
- 平成 5 年 4 月 1 日 福祉部生活援護課に改称され、管理指導班及び生活保護班の 2 班が担当する。
- 平成 12 年 4 月 1 日 管理指導班が管理恩給年金班と改められた。
- 平成 16 年 4 月 1 日 管理恩給年金班が恩給・ホームレス対策班と改められた。
- 平成 17 年 4 月 1 日 保健福祉部生活援護課に改称され、生活保護・ホームレス対策班が担当する。
- 平成 22 年 4 月 1 日 保健福祉局地域保健福祉部生活援護課に改称され、生活保護グループが担当する。
- 平成 25 年 4 月 1 日 保健福祉局福祉部生活援護課と改められた。
- 平成 30 年 4 月 1 日 福祉子どもみらい局福祉部生活援護課と改められた。

イ 担当事務等

(ア) 生活保護グループの担当事務

- ・ 保護の実施要領関係、介護扶助運営要領関係、医療扶助運営要領関係、生活保護法施行事務監査・特別指導監査をはじめとする福祉事務所指導、指定医療・指定介護機関の指導、扶助費等の経理、その他生活保護全般に及ぶ事務
- ・ 生活保護法に規定する審査請求の事務
- ・ 生活保護施設事務費、補助金に関する事務

(イ) 嘱託医等の配置

医療扶助の適正かつ積極的な運営を図るために、技術吏員及び精神科嘱託医をそれぞれ 1 名配置し、更に、昭和 45 年度から一般医科嘱託医と歯科嘱託医を配置している。

これら専門医は、診療報酬明細書の知事決定審査をはじめ、指定医療機関の指定促進等に従事し、特に一般医科及び精神科嘱託医については、指定医療機関に対する指導や診療報酬明細書審査業務などを行っている。

(2) 令和3年度神奈川県的生活保護行政の基本方針

ア 現状認識

(ア) 県内の生活保護の動向

令和3年1月現在、全県の被保護者数は153,505人、被保護世帯数は119,498世帯で、被保護人員は増加傾向となっている。世帯類型別割合でみると、高齢世帯が52.7%と最も多くなっている。障害世帯は13.8%で0.4ポイント増加、その他世帯は17.8%で0.5ポイント増加、他の類型は減少している。

「高齢者世帯」の最も多い要因について、①人口動向の影響、②「高齢者世帯」に多くみられる課題（高齢に伴う失職、老齢年金等収入額が少ない）、③保護受給期間の長期化による高齢者世帯への移行等が考えられる。

一方、稼働能力がある被保護者が多く含まれると推定される「その他世帯」は、平成24年から減少していたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により雇用情勢の悪化が継続していることから、令和2年度より増加に転じている。

こうした県内の保護の動向から、高齢者や障がい者が抱える課題への支援や稼働能力を有する被保護者への就労支援等、多様かつ幅広い課題への対応が必要となっている。

(イ) 制度の動向

平成30年6月、「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」が成立し、順次施行されている。

<改正法の施行時期>

平成30年6月：進学準備給付金の創設（施行済み）

平成30年10月：後発医薬品の使用原則化等（施行済み）

令和2年4月：無料低額宿泊施設の規制強化や日常生活支援を提供する仕組の創設

令和3年1月：被保護者健康管理支援事業の創設等

今後も順次施行される改正の趣旨を踏まえ、生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の連携による対象者への適切な支援を推進していくことが求められている。

(ウ) 令和2年度の管内福祉事務所に対する県の取組

令和2年度は、次の事項に取り組み、法の適正実施の推進を図った。

a 相談者等に寄り添った適切な相談支援の実施

福祉事務所が適切な面接を実施するために必要な事項を周知徹底した。（扶養義務者照会等の適切な取扱い、資産や稼働能力判断等弾力的な運用について等）

b それぞれの課題にあった自立支援の実施

コロナ禍で訪問等対面の機会を限定せざるを得ない福祉事務所における生活状況の把握や就労支援の状況を確認した。

c 適正な保護の実施に向けた組織的な取組みについて

監査手法を変更し、書面審査を中心に査察指導票等や年金管理台帳を確認して、査察指導員を中心とした進行管理状況等を把握した。

(エ) 令和3年度に向けての課題

令和3年度の生活保護の運営実施に当って、次の事項が課題である。

a 新型コロナウイルス感染拡大の影響への対応

社会経済活動の低迷の長期化により、相談・申請や保護世帯数の増加が今後も見込まれる中、福祉事務所においては、生活に困窮する人が確実に必要な支援や制度につながるための取組みを強化することが必要である。

県は、書面監査やリモートを活用した会議・研修により、福祉事務所に対する支援を強化することが必要である。

b 令和2年度の管内福祉事務所への監査結果で確認された課題への対応

令和2年度に実施した監査において、組織的に対応すべき課題が、ケースワーカーや査察指導員の個々の対応に留まり、所長以下組織全体として課題を共有し改善に向けた取組がなされていない事例が散見された。また、複数年に渡り、こうした指摘をされる事例があった。

監査で指摘された課題については、福祉事務所として組織全体で改善を図る取組が必要である。

イ 令和3年度の基本方針

生活保護制度の趣旨目的を理解した制度運営を図るためには、制度を必要としている人を確実に制度につなげ、適切な保護の決定と必要な支援を行い、組織的な取組を進めることが重要である。

県は、こうした取り組むべき課題について、次の3点を柱に適正な保護の実施を推進する。

(ア) 相談者等に寄り添った適切な相談支援の実施

(イ) それぞれの課題にあった自立支援の実施

(ウ) 適切な保護の実施に向けた組織的な取組みの推進

ウ 令和3年度重点事項

新型コロナウイルス感染拡大の影響が継続する状況及び昨年監査結果等を踏まえ、福祉事務所が取り組む次の項目について、県は、監査等で確認するとともに、会議・研修等で必要な助言指導を行う。

(ア) 新型コロナウイルス感染拡大の影響下における適切な制度の実施

a コロナ禍における弾力的な生活保護制度の運用と適正実施の徹底

b 相手の立場に寄り添った丁寧な相談支援と自立支援の実施

(イ) 福祉事務所の組織力向上のための取組

a 職階毎の役割を明確化と、効果的なチェック体制の構築

b 各関係職員が業務に必要な知識技術を習得できるよう、所内研修体制の見直しやマニュアル等の整備

エ 県の具体的な取組み事項

県は、基本方針に沿って、次の取組みを行う。

(ア) コロナ禍の県民生活への影響の把握

現下の状況を適切に把握するため、コロナ禍の県民生活への影響調査を継続する。

(定期的なフィードバックを行う)

(イ) 監査手法の見直し

コロナ禍における実地監査を効果的、効率的に進めるため、書面監査等の充実を図り、福祉事務所の組織力の向上を支援する。

(ウ) 研修の充実

各支援員研修と地区担当員研修を統合し、重層的な支援や連携強化等による支援の向上を図るとともに、丁寧な相談支援の徹底を図る。

(エ) リモート研修・会議の定着化

福祉事務所の職員が安心して積極的に研修や会議に参加できるよう、リモートによる研修や会議を取り入れる。

(3) 福祉事務所に対する事務監査

ア 令和2年度実施状況

令和2年度の事務監査は、管内22福祉事務所のうち21福祉事務所に対して各1回を実施し（1福祉事務所に対しては厚生労働省が実施した）、うち2福祉事務所に対して特別監査を実施した。また、1福祉事務所に対して特別指導監査を実施した（但し、特別指導及び確認監査はコロナの影響により中止）。実施結果の主眼事項・着眼点別指摘の状況は第1表のとおりである。

個別一般ケース検討及び文書指摘の状況は第2表のとおり（但し、令和2年度はコロナの影響により、書面監査としたため、個別ケース検討は未実施）。

第1表 主眼事項・着眼点別指摘の状況

指 摘 事 項	指摘事務所数	構成比
	A	A/21×100
実施機関の組織	8	38.0%
査察指導機能の状況	1	4.7%
保護の決定実施の状況	4	19.0%
訪問調査活動の状況	0	0.0%
面接相談の体制、保護の開始、廃止の状況	4	19.0%
経理事務の処理状況	1	4.7%
課税調査（一斉点検）の状況	11	52.3%
扶養能力調査の状況	0	0.0%
個別具体的な指導援助の状況	0	0.0%

第2表 ケース検討結果 事項別指導・指示等の状況（平成30・令和元年度）

	ケース検討結果					事項別指導・指示の状況															
	対象ケース総数	検討総数	検討率	文書指導・指導ケース数	文書指導・指示率	実地調査ケース数	1 援助方針	2 世帯認定	3 資産			4 扶養	5 他法他施策					6 最低生活費			
									ア 資産の把握	イ 資産の活用	小計		ウ 障害者総合支援法第58条	エ 福祉各法	オ 社会保険	カ その他	小計	キ 基準生活費	ク 加算	ケ その他	小計
H30	27,989	556	2.0	255	45.9	0	25	4	41	2	43	81	6	15	41	1	63	16	8	1	25
R1	26,872	550	2.0	316	57.5	0	62	8	72	2	74	107	17	8	44	0	69	27	11	1	39

※令和2年度はコロナの影響により、書面監査としたため、個別ケース検討は未実施

	事項別指導・指示の状況															訪問調査活動の評価										
	7 収入認定					8	9 稼働能力等の把握					10 指導指示等					11	12	指摘件数の合計	検討総数	1 訪問計画	2 訪問頻度	3 訪問達成	問題あり	問題なし	
	コ	サ	シ	ス	小計	保護の決定	セ	ソ	タ	チ	ツ	小計	テ	ト	ナ	ニ	小計	生活実態	関係機関との連携							
H30	32	10	1	0	43	0	25	2	0	1	0	28	16	0	1	19	36	112	0	460	556	16	112	103	118	438
R1	66	15	0	0	81	1	35	0	0	3	0	38	28	0	1	26	55	108	0	642	550	4	108	108	108	443

※令和2年度はコロナの影響により、書面監査としたため、個別ケース検討は未実施

イ 令和3年度生活保護法施行事務監査実施計画

(ア) 監査の目的

福祉事務所における施行事務について、その適否を関係法令及び国が定める生活保護法施行事務監査実施要綱の別紙「生活保護法施行事務監査事項」に基づき、個別かつ具体的に検討し、必要な是正改善を図るとともに、生活保護事務がより適正かつ効率的に実施されるよう指導・援助することを目的として、生活保護法施行事務監査（以下、「監査」という。）を実施する。

(イ) 監査の重点事項

a 保護の面接相談時における適切な対応について

新型コロナウイルス感染拡大の影響下において一時的に生活に困窮する者が増加している状況の中、生活保護世帯数は着実に増加していることを踏まえ、必要な方に対し確実に保護を実施するという制度の基本的な考えのもと、適切な相談支援の実施が必要である。

b 課税調査の事務処理の進行管理の徹底について

令和2年度に実施した監査の結果、一部実施機関において、法第63条、78条適用事例のうち、前年度に実施した課税調査で判明すべきと思料される事例が認められる、課税収入額と収入申告額の突合作業及びその結果に対する組織的な確認が不十分である、又は調査後の処理が遅延している等の状況が確認されたことから、更なる取組みが必要である。

c 一時扶助を含む保護の（変更）決定に係る進行管理について

令和2年度に実施した監査の結果、一部実施機関では、保護（変更）申請処理簿は整備されているものの、処理状況の組織的な把握がされていないなど、適切に進行管理がされていない状況が認められた。また、一部の実施機関において、保護の開始及び変更申請書を受領してから決定を行うまでに、31日以上

要している事例が認められた。

現業員等による事務懈怠や事務処理遅延事案の発生防止の観点から、保護（変更）決定に係る進行管理について、更なる取組みの徹底が必要である。

(4) 指定医療機関

生活保護法による医療扶助のための医療を担当する機関は、法第49条の2第2項各号のいずれにも該当せず、医療扶助のための医療について理解を有していると認められるものについて、厚生労働大臣、都道府県知事、又は政令・中核市長が指定し、医療扶助は指定された医療機関に被保護者を委託して実施される。

(5) 指定医療機関に対する指導検査

指定医療機関に対する指導及び検査としては、国が示した基本方針に準拠し、「生活保護法指定医療機関に対する指導及び検査実施要領」に基づき、被保護者に対する援助の充実と自立助長に資するため、法による医療の給付が適正に行われるよう制度の趣旨、医療扶助に関する事務取扱等の周知徹底を図ることを目的として、一般指導及び個別指導を実施、また、被保護者にかかる診療内容及び診療報酬の請求の適否を調査して診療方針を徹底させ、医療扶助の適正な実施を図ることを目的として、検査を実施することとされている。

令和2年度指定医療機関に対する指導実施状況は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により未実施である。

(6) 診療報酬明細書の点検

診療報酬明細書、調剤報酬明細書（以下「レセプト」という。）の点検を行うことにより、生活保護法による医療扶助費の適正な支出を図るとともに、被保護患者の適切な処遇の確保を図るため、実施するものである。

令和元年度のレセプト点検（過誤調整）の状況は第4表のとおりである。

第4表 レセプト点検（過誤調整）の状況

年度	区分	レセプト総数	点検数	点検率	支払総額 (算定額) 千円	過誤調整額 千円	調整率
19	県域・中核市	638,722	638,723	100.0	24,086,962	210,966	0.87
	政令市	1,696,242	1,696,242	100.0	53,818,811	568,888	1.13
	全国	32,687,167	32,657,614	99.9	1,296,426,412	11,772,873	0.91
20	県域・中核市	662,866	662,866	100.0	24,969,181	185,563	0.74
	政令市	1,696,187	1,696,187	100.0	56,431,307	454,879	0.81
	全国	33,788,272	33,741,021	99.9	1,344,851,134	11,527,537	0.86
21	県域・中核市	598,287	597,657	99.9	22,088,504	181,331	0.82
	政令市	1,993,393	1,993,393	100.0	65,785,243	478,024	0.73
	全国	37,701,251	37,684,816	100.0	1,549,176,002	11,984,610	0.77
22	県域・中核市	660,015	660,015	100.0	24,560,934	159,830	0.65
	政令市	2,119,590	2,119,590	100.0	71,694,874	592,600	0.83
	全国	39,844,306	39,789,976	99.9	1,558,845,448	14,128,851	0.91
23	県域・中核市	710,703	710,703	100.0	25,832,114	193,243	0.75
	政令市	2,282,216	2,282,216	100.0	75,735,240	712,494	0.94
	全国	42,391,559	42,391,559	100.0	1,674,219,621	15,428,349	0.92
24	県域・中核市	635,549	635,549	100.0	23,520,790	223,461	0.95
	政令市	2,179,242	2,179,242	100.0	70,611,614	756,455	1.02
	全国	43,924,639	43,924,639	100.0	1,724,383,684	16,491,580	0.96
25	県域・中核市	780,883	780,883	100.0	27,854,336	198,172	0.71
	政令市	2,482,128	2,482,128	100.0	79,871,767	562,234	0.70
	全国	45,543,238	45,531,012	99.97	1,771,152,883	15,633,821	0.88
26	県域・中核市	801,217	801,217	100.0	28,549,199	219,559	0.77
	政令市	2,547,006	2,547,006	100.0	79,006,273	678,977	0.86
	全国	46,660,777	46,636,441	99.9	1,720,943,545	15,709,321	0.91
27	県域・中核市	827,211	827,211	100.0	29,595,903	224,404	0.75
	政令市	2,607,927	2,607,927	100.0	81,563,977	823,685	1.00
	全国	46,181,694	46,169,531	99.9	1,751,117,041	16,191,319	0.92
28	県域・中核市	854,501	854,501	100.0	30,488,143	203,789	0.67
	政令市	2,652,389	2,652,389	100.0	81,618,027	968,153	1.19
	全国	47,537,682	47,524,056	99.97	1,735,968,952	16,332,227	0.94
29	県域・中核市	860,728	860,728	100.0	31,275,758	237,086	0.76
	政令市	2,571,984	2,571,984	100.0	82,792,823	683,229	0.83
	全国	48,436,342	48,319,675	99.76	1,810,737,271	16,152,486	0.89
30	県域・中核市	887,216	887,216	100.0	32,133,810	258,944	0.81
	政令市	2,697,265	2,697,265	100.0	87,312,775	872,687	1.00
	全国	48,068,425	47,943,049	99.74	1,822,933,626	14,972,444	0.82
元	県域	781,906	781,864	100.0	28,465,332	218,803	0.77
	政令市	2,653,196	2,941,398	110.9	87,214,616	406,661	0.47
	全国	48,286,335	48,799,690	101.06	1,156,291,272	10,366,399	0.90

(7) 指定介護機関

生活保護法による介護扶助のための介護を担当する機関は、法第54条の2第4項において準用する法第49条の2第2項第2号から第9号までのいずれにも該当せず、介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文、第42条の2第1項本文、第46条第1項、第48条第1項第1号、第53条第1項本文、第54条の2第1項本文、第58条第1項若しくは第115条の45の3第1項の規定による指定又は同法第94条第1項の規定による許可を受けているものであって、介護扶助のための介護について理解を有していると認められるものについて、都道府県知事及び政令指定・中核市長が指定し、介護扶助は指定された介護機関に被保護者を委託して実施される。

(8) 指定介護機関に対する指導検査

指定介護機関に対する指導及び検査としては、国が示した基本方針に準拠し、「生活保護法指定介護機関に対する指導及び検査実施要領」に基づき、被保護者の処遇の向上と自立助長に資するため、法による介護の給付が適正に行われるよう制度の趣旨、介護扶助に関する事務取扱等の周知徹底を図ることを目的として、一般指導及び個別指導を実施、また、被保護者にかかる介護サービス内容及び介護の報酬の請求の適否を調査して介護の方針を徹底させ、介護扶助の適正な実施を図ることを目的として、検査を実施することとされている。

令和2年度指定介護機関に対する指導実施状況は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により未実施である。

(9) 会議・研修

生活保護業務に携わる職員に対して生活保護行政運営方針等の周知徹底及び連絡調整を図ると共に、被保護者の自立への援助に必要な知識と技術を身につけるために各種会議、研修を実施している。令和3年度における会議、研修は第7表及び第8表のとおり実施した。

また、生活保護業務担当者が自らの意欲と専門性を向上させるための自主研修を行うことを目的として「生活保護事務連絡協議会」が、第6表のとおり設置されている。

第6表 生活保護事務連絡協議会の状況

協 議 会 名	構 成 員
(ア) 神奈川県生活保護事務研究協議会	市、郡部福祉事務所の査察指導担当職員
(イ) 神奈川県福祉現業員協議会	郡部福祉事務所の現業員等
(ウ) 医療・介護扶助担当者連絡協議会	市部福祉事務所の医療・介護扶助事務担当者

第7表 令和2年度 生活保護関係職員会議・研修等実績

対象者	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
厚生労働省等主催	福祉事務所長・ 査察指導員関係			※福祉事務所長 研修 (24～26)								
	地区担当員関係	※社会福祉 主事資格認定 通信課程 (4/1～1年間)								担当ケースワ ーカー全国研修会 (動画配信)		
	その他 (本庁職員等)	指導職員会議 〔厚労省〕 (資料送付)				※自立支援 推進研修 (9～11)						
県主催	課長・査察指導 員 関係											新任査察指導員 研修 (資料送付)
	地区担当員関係			新任地区 担当員研修 (資料送付)								新任地区 担当員研修 (資料送付)
	その他											
関係会議等	福祉事務所								担当査察 指導員会議 (資料送付)	関東地区都県市 担当係長等連絡 会議(資料送付)	神奈川県内五県 市行政事務連絡 協議会 (資料送付)	担当査察 指導員会議 (資料送付)
	県 政令市 中核市						担当指導職員 ブロッグ会議 (8～9)					関係全国係長 会議 (資料送付)

()主権

※ 担当：神奈川県福祉子ども未来局総務室

※ ※上記会議・研修名の欄記は「生活保護」を省略して欄記しております。

第8表 令和2年度 生活保護関係職員研修の実施状況（生活援護課主催）

研修会等の名称	対象者	開催月	日数	参加人数	研修会等の内容
新任地区担当員研修	新任地区担当員（地区担当員経験が1年未満の者）	6月	資料送付	—	1 保護の実施要領について
					3 記録の書き方について
					4 医療扶助について
					5 介護扶助について
					6 他法他施策について
新任地区担当員フォローアップ研修	新任地区担当員（地区担当員経験が概ね1年の者）	3月	資料送付	—	1 保護の実施要領について
新任査察指導員研修	新任査察指導員	3月	資料送付	—	1 ケース審査について
					2 審査請求について
					3 医療扶助・介護扶助における留意点
					4 保護の実施要領について
					5 生活保護法施行事務監査について

(10) 不服申立て

実施機関（政令指定都市含む）の保護の決定及び実施にかかる処分について不服のある者は、県知事に審査請求することができることとされ、その状況は第9表のとおりである。

第9表 不服申立ての状況

年度	請求 件数	取下げ 等件数	審査請求理由の概要	裁決 件数	裁決 結果	備考
H23	53	10		33	認容（1件） 棄却（21件）、却下（9件） 一部認容、その余棄却（1件） 一部却下、その余棄却（1件）	24年度繰越 審査請求26件・再審査請求1件
H24	53	4		50	認容（4件） 棄却（32件）、却下（13件） 一部認容、その余棄却（1件）	25年度繰越 審査請求24件・再審査請求2件
H25	322	9	請求件数のうち、 保護変更決定処分（基準改定による減額）に対し不服（259件）	253	認容（2件） 棄却（226件）、却下（23件） 一部却下、その余棄却（2件）	26年度繰越 審査請求84件・再審査請求2件
H26	294	0	請求件数のうち、 保護変更決定処分（基準改定による減額）に対し不服（238件）	338	認容（4件） 棄却（311件）、却下（23件）	27年度繰越 審査請求41件・再審査請求1件 （→H27に1件取下げ）
H27	416	6	請求件数のうち、 保護変更決定処分（基準改定による減額）に対し不服（238件）	378	認容（2件） 棄却（358件）、却下（18件）	28年度繰越 審査請求72件・再審査請求1件
H28	86	22		64	認容（7件） 棄却（38件）、却下（16件） 一部認容、その余棄却（2件）	提起数のうち旧法13、新法73 平成29年度繰越 審査請求72件・再審査請求2件
H29	108	14		98	認容（4件） 棄却（42件） 却下（22件） 一部却下、その余棄却（29 件） 一部棄却、その余は却下（1 件）	平成30年度繰越 審査請求67件・再審査請求1件 （→H30に2件取下げ）
H30	326	8	保護変更決定処分（基準改定による減額）に対し不服235件	91	認容（10件） 棄却（37件） 却下（21件） 一部却下、その余は棄却（22 件） 一部認容、その余は棄却（1 件）	令和元年度繰越 審査請求288件・再審査請求1 件
			保護開始決定処分は不当（2件）			
			保護開始申請の却下は不当（3件）			
			保護変更申請却下処分は不当（10件）			
			保護申請却下処分に対する不服（16件）			
			保護変更決定処分に対し不服（19件）			
			保護廃止決定処分は不当（10件）			
			法第63条費用返還決定処分は不当（16件）			
			法第78条費用徴収決定処分は不当（4件）			
			保護停止決定処分は不当（2件）			
その他（9件）						
R1	176	8	保護変更決定処分（基準改定による減額）に対し不服（96件）	217	認容（5件） 一部認容、その余は却下（1 件） 棄却（156件） 一部棄却、その余は却下（2 件） 却下（43件） 一部却下、その余は棄却（10 件）	令和2年度繰越 審査請求 239件
			保護開始決定処分は不当（1件）			
			保護申請却下処分に対する不服（9件）			
			保護変更決定処分に対し不服（30件）			
			保護廃止決定処分は不当（13件）			
			法第63条費用返還決定処分は不当（20件）			
			法第78条費用徴収決定処分は不当（4件）			
			その他（3件）			
R2	264	11	加算認定に係る決定処分に対し不服（2件）	177	認容（8件） 棄却（127件） 却下（30件） 一部却下、その余は棄却（11 件） 一部認容、その余は却下（1 件）	令和3年度繰越 審査請求 315件
			保護開始決定処分は不当（1件）			
			保護変更申請却下処分は不当（3件）			
			保護申請却下処分に対する不服（17件）			
			保護変更決定処分に対し不服（194件）			
			保護廃止決定処分は不当（10件）			
			法第63条費用返還決定処分は不当（28件）			
			法第78条費用徴収決定処分は不当（3件）			
			保護停止決定処分は不当（2件）			
			その他（4件）			

※当年度中において請求された件数及びその請求理由の概要、また県知事が裁決した件数（裁決に係る審査請求年度は問わない）を計上したものを。請求人の死亡により審査を終了したものがあるため、各表の件数の合計等は一致しない場合がある。

2 福祉事務所における生活保護行政の状況

(1) 組織体制

被保護世帯数ごとの福祉事務所数を表したのが第 10 表である。被保護世帯数が多いのは、市部では藤沢市福祉事務所（4,268 世帯）、郡部では小田原保健福祉事務所（1,377 世帯）である。また、市部で最も保護世帯数が少ないのは南足柄市福祉事務所（302 世帯）、郡部は鎌倉保健福祉事務所（109 世帯）である。

平均被保護世帯数は、市部福祉事務所が 1,815 世帯、郡部福祉事務所は 716 世帯である。

第 10 表 被保護世帯数別 福祉事務所数 令和 3 年 4 月現在

被保護 世帯数	500 世帯未満	500 世帯以上	1,000 世帯以上	2,000 世帯以上	3,000 世帯以上	計
市部	2	5	3	4	2	16
郡部	2	1	1	0	0	4
県計	4	6	4	4	2	20

現業員数別の福祉事務所数を表したのが第 11 表である。生活保護現業員（面接員含む）は、市部福祉事務所に 338 人、郡部福祉事務所に 44 人配置されている。市部で最も多く生活保護現業員が配置されているのは横須賀市福祉事務所（54 人）、郡部は小田原保健福祉事務所（21 人）である。

第 11 表 生活保護現業員数別 福祉事務所数 令和 3 年 4 月現在

現業員数	1～5	6～10	11～15	16～20	21～30	31 以上	計
市部	2	2	3	3	2	4	16
郡部	1	1	1	0	1	0	4
県計	3	3	4	3	3	4	20

生活保護現業員の配置数は、社会福祉法第 16 条で標準数が定められており、市部は被保護世帯 80 世帯につき 1 人、郡部は被保護世帯 65 世帯につき 1 人とされている。

担当平均ケース数ごとの福祉事務所数を表したのが第 12 表である。市部福祉事務所では現業員 1 人あたりの担当ケース数は、平均 85.9 ケースである。一方、郡部では、平均 65.1 ケースである。

第 12 表 担当平均ケース数別 福祉事務所数 令和 3 年 4 月現在

担当平均 ケース数	65 未満	65～70	71～80	81～90	91～100	101 以上	計
市部	0	1	3	5	4	3	16
郡部	2	2	0	0	0	0	4
県計	2	3	3	5	4	3	20

被保護者の増加並びに各自治体の行政改革等による全庁的な人員の抑制により、標準数を充足することが困難な福祉事務所も生じている。現業員の過不足人員ごとの福祉事務所数を表したのが第 13 表である。郡部の 4 保健福祉事務所、市部の 9 福祉事務所では標準数が充たされているが、市部では 7 福祉事務所が標準数を下回っている。

第 13 表 現業員過不足人員数別 福祉事務所数 令和 3 年 4 月現在

過不足数	△7～	△4～6	△1～3	±0	+1～3	計
市部	0	3	4	5	4	16
郡部	0	0	0	2	2	4
県計	0	3	4	7	6	20

第14表 福祉事務所の実施体制

令和3年4月

福祉事務所名	被保護世帯数 (3.4現在)	生活保護関係職員										嘱託医(一般)			嘱託医(歯科)			嘱託医(精神)								
		査察指導員					現業員					充足率			充足率			充足率								
		標準数	現員	過不足数	資格保有者数	資格保有者の率	現業員経験者数	現業員経験者の率	標準数	面接員	地区担当員	過不足数	資格保有者数	資格保有者の率	経満年の者数	経満年の者数の1年未	充足率	資格保有者数	資格保有者の率	経満年の者数	経満年の者数の1年未	充足率	資格保有者数	資格保有者の率	経満年の者数	経満年の者数の1年未
a	b	c=b-a	d	e=d/b%	f	g=f/b%	h	i	j	k=i+j-h	l	m=l/i%	n	o=n/l%	p=(m+o)/h	q	r=q/l%	s	t=s/l%	u	v=u/l%	w	x=w/l%	y	z=y/l%	
横須賀市福祉事務所	4,143	7	8	1	8	100.0%	6	75.0%	51	3	51	3	54	100.0%	8	14.8%	105.9%	2	1	1	1	1	1	1	1	1
平塚市福祉事務所	2,796	5	4	-1	4	100.0%	4	100.0%	34	0	35	1	34	97.1%	10	28.6%	102.9%	1	0	1	0	1	1	1	1	1
鎌倉市福祉事務所	859	1	2	1	2	100.0%	2	100.0%	10	0	13	3	13	100.0%	2	15.4%	130.0%	1	0	1	0	1	1	1	1	1
藤沢市福祉事務所	4,268	8	6	-2	6	100.0%	5	83.3%	53	0	47	-6	47	100.0%	7	14.9%	88.7%	1	1	1	1	1	1	1	1	1
小田原市福祉事務所	2,741	5	5	0	5	100.0%	3	60.0%	34	2	32	0	32	94.1%	6	17.6%	100.0%	1	1	1	1	1	1	1	1	1
茅ヶ崎市福祉事務所	1,699	3	3	0	3	100.0%	3	100.0%	21	0	18	-3	18	100.0%	5	27.8%	85.7%	1	0	1	0	1	1	1	1	1
逗子市福祉事務所	324	1	1	0	1	100.0%	1	100.0%	4	0	3	-1	3	100.0%	0	0.0%	75.0%	1	0	1	0	1	1	1	1	1
三浦市福祉事務所	538	1	1	0	1	100.0%	1	100.0%	6	0	6	0	6	100.0%	1	16.7%	100.0%	1	0	1	0	1	1	1	1	1
秦野市福祉事務所	1,528	3	2	-1	2	100.0%	0	0.0%	19	0	16	-3	16	100.0%	9	56.3%	84.2%	1	1	1	1	1	1	1	1	1
厚木市福祉事務所	2,523	4	4	0	4	100.0%	4	100.0%	31	0	30	-1	30	100.0%	6	20.0%	96.8%	1	1	1	1	1	1	1	1	1
大和市福祉事務所	2,878	5	4	-1	4	100.0%	3	75.0%	35	0	30	-5	30	100.0%	7	23.3%	85.7%	1	1	1	1	1	1	1	1	1
伊勢原市福祉事務所	958	2	2	0	2	100.0%	2	100.0%	11	0	11	0	11	100.0%	4	36.4%	100.0%	1	1	1	1	1	1	1	1	1
海老名市福祉事務所	961	2	2	0	2	100.0%	2	100.0%	12	0	12	0	12	100.0%	3	25.0%	100.0%	1	1	1	1	1	1	1	1	1
壺間市福祉事務所	1,840	3	3	0	3	100.0%	3	100.0%	23	0	17	-6	17	100.0%	2	11.8%	73.9%	1	1	1	1	1	1	1	1	1
南足柄市福祉事務所	302	1	1	0	1	100.0%	0	0.0%	3	0	3	0	3	100.0%	0	0.0%	100.0%	1	0	1	0	1	1	1	1	1
綾瀬市福祉事務所	694	1	1	0	1	100.0%	1	100.0%	8	0	9	1	9	100.0%	2	22.2%	112.5%	1	1	1	1	1	1	1	1	1
市部計	29,052	52	49	-3	49	100.0%	40	81.6%	355	5	333	-17	335	99.1%	72	21.3%	95.2%	17	10	16	10	16	16	16	16	16
平塚保健福祉事務所 (茅ヶ崎支所を含む)	906	2	2	0	2	100.0%	2	100.0%	13	0	14	1	13	92.9%	1	7.1%	107.7%	2	0	2	0	2	2	2	2	2
鎌倉保健福祉事務所	109	1	1	0	1	100.0%	1	100.0%	2	0	2	0	2	100.0%	1	50.0%	100.0%	0	0	1	0	1	1	1	1	1
小田原保健福祉事務所 (足柄上センターを含む)	1,377	3	3	0	3	100.0%	3	100.0%	20	0	21	1	21	100.0%	5	23.8%	105.0%	2	0	2	0	2	2	2	2	2
厚木保健福祉事務所	473	1	1	0	1	100.0%	1	100.0%	7	0	7	0	7	100.0%	0	0.0%	100.0%	1	0	1	0	1	1	1	1	1
郡部計	2,865	7	7	0	7	100.0%	7	100.0%	42	0	44	2	43	97.7%	7	15.9%	104.8%	5	0	6	0	6	6	6	6	6
合計	31,917	59	56	-3	56	100.0%	47	83.9%	397	5	377	-15	378	99.0%	79	20.7%	96.2%	22	10	22	10	22	22	22	22	22

(2) 保護業務の自主的内部点検

保護業務の自主的内部点検は、福祉事務所が当面する課題及び指導監査結果に基づく指導事項又は指示事項を取り入れた点検を行い、これらの課題に対して、年間を通じて具体的な対応を図ろうとするものである。

実施した自主的内部点検の結果は、福祉事務所としての評価を行い、実施方針等に反映されている。

(3) 会議・研修等

生活保護法を適切に運営し、また被保護者に対して適切な支援を行うためには福祉事務所現業員の役割が大きな比重を占めるとともに、関係機関との協力関係を確立することも重要である。

このため、各福祉事務所ではケース研究会や新任職員に対する研修、さらには近隣福祉事務所との職員研修の交流、関係機関との連絡会議等を行い、現業員の職務能力の向上、資質の向上に努めている。

(4) 現業活動

生活保護行政の現業活動は、査察指導員を中心に福祉事務所として一体性のある組織的な業務が遂行されているが、その主な業務として、「訪問調査活動」「関係先調査」「ケース診断会議」「長期医療扶助受給者実態把握」及び「自立助長の推進」があり、その状況は次のとおりである。

ア 訪問調査活動の状況

「訪問調査活動」は現業活動の最も主要な部分であり、ケースの実態把握と指導援助をその目的としている。各福祉事務所とも世帯類型、援助方針等に応じた訪問基準を設定し、全世帯について年1回以上の定期的な見直しを行う他、随時実態に応じた変更を行っている。福祉事務所の訪問基準の状況は第15表のとおりである。

また、令和2年度における地区担当員1人あたりの月平均訪問日数は、市部で5.3日、被保護世帯への訪問実施件数は18.9件、郡部で6.8日、13.2件となっている。

第15表 福祉事務所の実施体制及び訪問活動の状況（市部）（その1）

福祉事務所名	年度	(世帯 実数) 数 (4.1)	実施体制(4月1日現在)				訪問基準の状況(4月1日現在)						訪問活動の状況				過去 一年 間の 延地区 担当 員数C	地区担当員1人 当たりの月間 訪問日数 B/C				
			査察指導員		現業員		年12回	年6回	年4回	年3回	年2回	年1回	訪問延件数		訪問 延日 数(実 績)B	訪問 件数 A/C						
			標準 数	現員 数	標準 数	現員 数							計画	実績 A					うちS V同行 (再 掲)			
横須賀市	元	4,011	7	7	7	50	3	45	71 1.8%	-	-	141 3.5%	1,120 27.9%	2,361 58.9%	318 7.9%	12,588	13,865	103	3,507	552	25.1	6.4
	2	3,953	7	7	7	50	3	46	83 2.1%	-	0	122 3.1%	1,144 28.9%	2,315 58.6%	289 7.3%	15,175	7,401	84	2,695	564	13.1	4.8
平塚市	元	2,648	5	4	5	32	0	32	81 3.1%	7.5%	489 18.5%	1,175 44.4%	322 12.2%	382 14.4%	2,648 100.0%	8,305	8,438	211	2,256	378	22.3	6.0
	2	2,602	5	4	5	33	0	36	78 3.0%	7.5%	487 18.7%	1,145 44.0%	323 12.4%	373 14.3%	2,602 100.0%	8,658	5,156	129	1,464	402	12.8	3.6
鎌倉市	元	852	1	1	1	10	0	10	7 0.8%	3.8%	152 17.8%	431 50.6%	100 11.7%	130 15.3%	852 100.0%	2,799	2,729	0	821	120	22.7	6.8
	2	854	1	1	1	10	0	10	6 0.7%	4.0%	156 18.3%	431 50.5%	102 11.9%	125 14.6%	854 100.0%	2,626	2,699	3	1,042	120	22.5	8.7
藤沢市	元	4,116	7	6	7	51	0	48	526 12.8%	8.3%	508 12.3%	2,111 51.3%	535 13.0%	96 2.3%	4,116 100.0%	17,883	16,793	93	3,816	516	32.5	7.4
	2	4,178	7	6	7	52	0	48	101 2.4%	4.0%	634 15.2%	2,317 55.5%	665 15.9%	295 7.1%	4,178 100.0%	15,288	2,618	35	1,951	504	5.2	3.9
小田原市	元	2,470	4	4	4	31	3	28	15 0.6%	0.9%	292 11.8%	569 23.0%	1,232 49.9%	339 13.7%	2,470 100.0%	5,996	5,992	10	1,293	360	16.6	3.6
	2	2,657	5	5	5	32	2	30	23 0.9%	0.9%	441 16.6%	564 21.2%	1,277 48.1%	328 12.3%	2,657 100.0%	6,138	1,303	3	406	372	3.5	1.1
茅ヶ崎市	元	1,704	3	3	3	21	0	18	6 0.4%	4.9%	-	376 22.1%	1,033 60.6%	205 12.0%	1,704 100.0%	4,153	3,972	7	1,321	227	17.5	5.8
	2	1,695	3	3	3	21	0	17	1 0.1%	5.4%	-	248 14.6%	1,128 66.5%	226 13.3%	1,695 100.0%	4,153	3,638	10	1,212	204	17.8	5.9
逗子市	元	331	1	1	1	4	0	4	15 4.5%	6.9%	51 15.4%	159 48.0%	31 9.4%	331 100.0%	801	660	4	360	48	13.8	7.5	
	2	328	1	1	1	4	0	4	0.3% 0.2%	0.0%	6.4%	12.2%	66.8%	14.3%	328 100.0%	778	400	27	495	48	8.3	10.3
三浦市	元	525	1	1	1	6	0	6	1 0.2%	4.0%	86 16.3%	191 36.3%	125 23.8%	102 19.4%	526 100.0%	1,516	1,188	2	536	72	16.5	7.4
	2	553	1	1	1	6	0	6	7 1.3%	4.2%	104 18.8%	197 35.6%	110 19.9%	112 20.3%	553 100.0%	1,635	962	16	648	72	13.4	9.0

第15表 福祉事務所の実施体制及び訪問活動の状況（市部）（その2）

福祉事務所名	年度	(世帯実帯保数) 数(4.1)	実施体制(4月1日現在)				訪問基準の状況(4月1日現在)						訪問活動の状況				状況 地区担当員1人 当たりの月間 訪問実績								
			査察指導員		現業員		年12回	年6回	年4回	年3回	年2回	年1回	計	訪問延件数		訪問延日数(実績) B		過去1年間の 地区担当員 数C							
			標準 数	現員 数	標準 数	現員 数								件 / %	件 / %				件 / %	件 / %	件 / %	件 / %	件 / %	A	うちS V同行 (再掲)
秦野市	元	1,438	3	2	18	0	15	14 1.0%	53 3.6%	57 3.9%	472 32.4%	620 42.5%	242 16.6%	1,458 100.0%	3,692	3,583	13	1,670	171	21.0	9.8				
	2	1,499	3	2	18	0	15	8 0.5%	72 4.8%	124 8.3%	427 28.5%	636 42.4%	232 15.5%	1,499 100.0%	3,950	2,140	3	642	180	11.9	3.6				
厚木市	元	2,409	4	4	30	0	29	4 0.2%	152 6.2%	369 15.0%	887 36.2%	739 30.1%	301 12.3%	2,452 100.0%	6,917	6,524	144	2,334	343	19.0	6.8				
	2	2,484	4	4	31	1	30	1 0.0%	166 6.7%	385 15.5%	916 36.9%	714 28.7%	302 12.2%	2,484 100.0%	7,038	5,433	114	1,807	347	15.7	5.2				
大和市	元	2,896	5	4	36	0	32	48 1.7%	137 4.8%	339 11.9%	995 34.9%	942 33.1%	386 13.6%	2,847 100.0%	7,464	7,404	35	1,562	370	20.0	4.2				
	2	2,904	5	4	36	0	32	83 2.9%	128 4.4%	288 9.9%	1,095 37.7%	926 31.9%	384 13.2%	2,904 100.0%	7,975	4,736	36	1,457	351	13.5	4.2				
伊勢原市	元	877	1	2	10	0	9	18 2.0%	-	222 25.2%	-	554 62.8%	88 10.0%	882 100.0%	2,423	2,522	83	881	113	22.3	7.8				
	2	963	2	2	11	0	10	44 4.6%	0	160 16.6%	0	630 65.4%	129 13.4%	963 100.0%	2,592	2,189	49	406	120	18.2	3.4				
海老名市	元	994	2	2	12	0	12	7 0.7%	25 2.6%	139 14.2%	234 24.0%	540 55.3%	31 3.2%	976 100.0%	2,876	2,637	2	917	140	18.8	6.6				
	元	964	2	2	12	0	12	20 2.1%	38 3.9%	136 14.1%	223 23.1%	521 54.0%	26 2.7%	964 100.0%	2,823	3,055	2	1,006	140	21.8	7.2				
座間市	元	1,776	3	3	22	0	16	50 2.8%	-	298 16.9%	1,049 59.5%	265 15.0%	102 5.8%	1,764 100.0%	5,571	3,445	20	934	256	13.5	3.6				
	2	1,847	3	3	22	0	17	88 4.8%	0	395 21.4%	1,031 55.8%	254 13.8%	79 4.3%	1,847 100.0%	6,290	1,066	14	692	258	4.1	2.7				
南足柄市	元	307	1	1	3	0	3	23 7.6%	-	45 14.8%	-	176 57.9%	60 19.7%	304 100.0%	676	443	8	200	36	12.3	5.6				
	2	298	1	1	3	0	3	3 1.0%	-	60 20.1%	-	175 58.7%	60 20.1%	298 100.0%	706	115	2	154	36	3.2	4.3				
綾瀬市	元	708	1	1	8	0	7	5 0.7%	14 2.0%	48 6.8%	171 24.2%	389 54.9%	81 11.4%	708 100.0%	1,743	1,673	6	645	84	19.9	7.7				
	2	696	1	1	8	0	9	2 0.3%	11 1.6%	34 4.9%	153 22.0%	412 59.2%	84 12.1%	696 100.0%	1,685	1,184	6	589	108	11.0	5.5				
市部計	元	27,752	48	45	338	5	308	927 3.4%	1,398 5.1%	3,458 12.6%	10,100 36.8%	9,172 33.4%	2,367 8.6%	27,422 100.0%	84,121	79,375	723	22,983	3,612	22.0	6.4				
	2	28,077	49	45	342	6	320	1,092 3.9%	1,326 4.7%	3,394 12.1%	10,288 36.7%	9,544 34.1%	2,371 8.5%	28,015 100.0%	85,041	69,440	582	19,612	3,670	18.9	5.3				

第15表 福祉事務所の実施体制及び訪問活動の状況（郡部）（その3）

福祉事務所名	年度	(世帯実帯保数) 数(4月)	実施体制(4月1日現在)			訪問基準の状況(4月1日現在)						訪問活動の状況								
			査察指導員 標準数	現業員		年12回	年6回	年4回	年3回	年2回	年1回	計	訪問延件数		訪問延日数(実績) B	過去一年間の延地区担当員数C	地区担当員1人当たりの月間訪問実績			
				標準数	専任面接員								地区担当員	計画				実績A	うちS V同行(再掲)	訪問件数A/C
平塚保健福祉事務所	元	2	2	13	0	13	15 1.7%	3 0.3%	50 5.7%	239 27.4%	485 55.6%	80 9.2%	872 100.0%	2,406	2,996	37	1,384	156	19.2	8.9
	2	2	2	13	0	13	24 2.7%	11 1.3%	70 8.0%	216 24.6%	473 53.9%	83 9.5%	877 100.0%	2,366	1,708	34	1,225	156	10.9	7.9
鎌倉保健福祉事務所	元	1	1	2	0	2	3 2.9%	5 4.8%	21 20.2%	56 53.8%	10 9.6%	9 8.7%	104 100.0%	377	529	27	238	24	22.0	9.9
	2	1	1	2	0	2	1 0.9%	3 2.8%	13 12.1%	49 45.8%	26 24.3%	15 14.0%	107 100.0%	320	406	9	234	24	16.9	9.8
小田原保健福祉事務所	元	3	3	19	0	20	54 4.0%	33 2.5%	142 10.6%	364 27.1%	607 45.2%	142 10.6%	1,342 100.0%	3,924	4,152	22	1,771	242	17.2	7.3
	2	3	3	19	0	19	19 1.4%	16 1.2%	114 8.5%	366 27.2%	666 49.6%	163 12.1%	1,344 100.0%	3,768	3,000	15	1,457	242	12.4	6.0
厚木保健福祉事務所	元	1	1	6	0	6	36 8.3%	9 2.1%	83 19.2%	180 41.7%	90 20.8%	34 7.9%	432 100.0%	1,493	1,412	33	592	72	19.6	8.2
	2	1	1	7	0	7	46 9.7%	159 33.7%	165 35.0%	84 17.8%	4 0.8%	14 3.0%	472 100.0%	1,376	1,570	13	515	84	18.7	6.1
郡部計	元	7	7	40	0	41	108 3.9%	50 1.8%	296 10.8%	839 30.5%	1,192 43.3%	265 9.6%	2,750 100.0%	8,200	9,089	119	3,985	494	18.4	8.1
	2	7	7	41	0	41	90 3.2%	189 6.8%	362 12.9%	715 25.5%	1,169 41.8%	275 9.8%	2,800 100.0%	7,830	6,684	71	3,431	506	13.2	6.8

- 1 「査察指導員」の「標準数」欄は、現業員の標準数を7で除して得た数とし、端数は小数点以下第1位を四捨五入すること。ただし、1未満は1とすること。
- 2 「現業員」の「標準数」欄は、社会福祉法第16条に基づく数と、被継世帯数を基に郡部福祉事務所の場合は6.5、市部の場合は8.0で除して得た数(端数は小数点以下第1位を四捨五入)と比較していづれか少ない方の数を記入すること。
- 3 「訪問基準の状況」欄については、基準設定の無い訪問期間には「-」を、基準設定はあるが該当ケースが無い場合には「0」を記入すること。
- 4 「訪問活動の状況」欄には訪問時不在の件数も含んだ数を計上すること。

第 16 表 福祉事務所の訪問基準の状況

令和 2 年 4 月 1 日現在

訪問基準		事務 所 数	訪問基準		事務 所 数
4 区 分	A (年に 12 回以上訪問)	2	6 区 分	A (年に 12 回以上訪問)	15
	B (年に 4 回以上訪問)			B (年に 6 回以上訪問)	
	C (年に 2 回以上訪問)			C (年に 4 回以上訪問)	
	D (年に 1 回以上訪問)			D (年に 3 回以上訪問)	
A (年に 12 回以上訪問)	E (年に 2 回以上訪問)				
B (年に 6 回以上訪問)	F (年に 1 回以上訪問)				
5 区 分	C (年に 3 回以上訪問)	1	計		20
	D (年に 2 回以上訪問)		2		
	E (年に 1 回以上訪問)				
	A (年に 12 回以上訪問)				
	B (年に 4 回以上訪問)				
C (年に 3 回以上訪問)					
D (年に 2 回以上訪問)					
E (年に 1 回以上訪問)					

イ 関係先調査

生活保護は、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるため、保護の開始、変更、停止又は廃止する際は要否判定が必要とされ、預貯金、生命保険などの保有状況調査を行う。

また、民法で規定する扶養義務者や他の法律に定める扶助は生活保護法に優先して行われるべきであることから、親族等からの仕送り等援助の可否や年金その他福祉各法で定める公的扶助の受給可否を調査している。

ウ ケース診断会議

ケース診断会議では、多くの課題を抱えるケースや自立を推進すべきケースあるいは指導が困難なケースなど、福祉事務所として多角的かつ組織的な対応を必要とする

ケースについて検討を行い、援助方針の策定、見直しを図っている。

この会議は主として査察指導員が主催するが、福祉事務所の組織的判断と方針の決定を行うことから、所長等も出席し、また必要に応じて嘱託医、就労支援員などの参加を求め、総合的な社会診断と指導・援助計画についての検討を行うことにより、効果的で的確なケース支援の展開を図っている。

(5) 自立支援プログラム

自立支援プログラムとは、保護の実施機関が管内の被保護世帯全体の状況を把握した上で、被保護者の状況や自立阻害要因について類型化を図り、それぞれの類型毎に取り組むべき自立支援の具体的内容及び実施手順等を定め、これに基づき被保護者の自立に必要な支援を組織的に実施するものである。

自立支援プログラムのうち、就労による自立を目的とした就労支援プログラムでは、各福祉事務所が地域や世帯構成の特性等を踏まえながら独自でプログラムを策定して個別の支援を展開しているところである。就労支援プログラムのうち、就労支援員による支援については、平成 17 年度以降、順次県内福祉事務所に就労支援員を配置し、全福祉事務所に配置がされた。支援効果の重要性を鑑み、平成 27 年 4 月からは生活保護法上の必須事業とされている。

また、福祉事務所とハローワークの連携事業として、自治体と労働局の間で協定を締結し、福祉事務所からハローワークへの支援対象者の送り出し、福祉事務所へのハローワークの常設窓口の設置や巡回相談の実施等、ハローワークと自治体が一体となり、就労支援体制の強化を図る「生活保護受給者等就労自立促進事業」を平成 25 年度から開始している。

自立支援プログラムは、就労による「経済的自立」のみならず、「日常生活自立」、「社会生活自立」を目的としたプログラムの策定・実施の充実にむけた取り組みが各福祉事務所で行われ、一人ひとりの被保護者の自立に着眼した支援体制の強化が図られてきているところである。

第 17 表 各福祉事務所における個別支援プログラム策定状況

令和 3 年 3 月時点

自治体名	自立支援プログラム名	参加者数	達成者数
平塚市	生活保護受給者等就労自立促進事業	15	15
	被保護者就労支援事業	232	22
	年金相談事業	74	65
	子ども健全育成推進事業	49	14
鎌倉市	生活保護受給者等就労自立促進プログラム	77	31
	福祉事務所就労支援プログラム	10	4
	長期入院患者退院促進プログラム	0	0
	債務者支援プログラム	0	0

自治体名	自立支援プログラム名	参加者数	達成者数
鎌倉市	被保護者介護老人福祉施設入所者支援プログラム	0	0
藤沢市	生活保護受給者等就労自立促進事業	94	35
	被保護者就労支援事業	98	34
	被保護者就労準備支援事業	23	2
	健康管理支援事業	3,815	884
	子ども支援プログラム	115	42
小田原市	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	68	21
	退院促進個別支援プログラム	10	5
	障害年金申請プログラム	24	7
	ホームレス自立支援プログラム	9	5
	中学・高校卒業予定者自立支援プログラム	36	35
	多重債務者支援プログラム	44	12
	ニート・引きこもり等支援プログラム	66	56
	就労支援員による就労支援プログラム	220	54
茅ヶ崎市	生活保護受給者等就労自立促進事業	33	13
	精神障害者退院促進プログラム	2	2
	債務整理支援プログラム	66	6
	家計簿活用支援プログラム	0	0
	茅ヶ崎市子ども健全育成推進事業	17	17
	被保護者就労支援事業	119	21
逗子市	逗子市就労支援プログラム	12	0
	逗子市多重債務者等債務整理支援プログラム	1	1
	逗子市被保護世帯学習支援プログラム	5	4
三浦市	生活保護受給者等就労自立促進プログラム	5	0
	長期入院患者退院促進に関するプログラム	18	0
秦野市	被保護者就労準備支援事業	38	0
	生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業	37	19
	生活困窮者家計改善支援事業	7	7
	被保護者健康管理支援事業	15	13
	生活保護受給者年金受給支援事業	583	51
	被保護者就労支援事業	96	22

自治体名	自立支援プログラム名	参加者数	達成者数
厚木市	生活保護受給者等就労自立促進事業	82	32
大和市	生活保護受給者等就労自立促進事業	31	11
	就労支援員による就労支援プログラム	90	42
	被保護者就労準備支援プログラム	4	4
	被保護世帯等こども健全育成支援事業	64	64
伊勢原市	生活保護受給者等就労自立促進事業	29	14
	就労支援員による就労支援事業	18	7
	年金受給支援プログラム	52	32
	子ども学習習慣づくり支援プログラム	26	26
海老名市	就労支援プログラム	50	27
座間市	生活保護受給者等就労自立促進事業	5	1
	就労支援員活用プログラム	105	36
	多重債務解消支援プログラム	0	0
	被保護者家計改善支援プログラム	7	0
南足柄市	就労プログラム	10	1
	在宅生活見守り支援プログラム	35	35
綾瀬市	生活保護受給者等就労自立促進事業	32	13
	就労支援プログラム	32	13
	被保護者等就労準備支援事業（就業体験的ボランティア）	21	8
	高校進学支援プログラム	4	4
	外国人向け就労自立支援推進事業	4	0
	健康管理支援事業	332	234
	被保護者等就労準備支援事業（農業補助 公共施設管理補助）	7	7
平塚保健福祉事務所	他法他施策活用支援プログラム	177	177
	被保護者就労支援プログラム	30	3
	高校進学支援プログラム	2	2
	高校生支援プログラム	4	4
支所 平塚保健福祉事務所茅ヶ崎	被保護者就労支援事業	49	49
	生活困窮者等家計改善支援事業	9	9
	生活困窮世帯の子どもの健全育成事業	105	105
	生活困窮者等就労準備支援事業	4	4

自治体名	自立支援プログラム名	参加者数	達成者数
平塚保健福祉事務所茅ヶ崎支所	被保護者健康管理支援事業	109	109
	精神科病院長期入院患者年金支給プログラム	2	2
鎌倉保健福祉事務所	被保護者就労支援事業	3	1
	生活困窮者等家計改善支援事業	0	0
	生活困窮者等就労準備支援事業	0	0
	被保護者健康管理支援事業（多職種による生活保護受給者への健康管理支援事業）	14	14
	生活困窮世帯の子どもの健全育成事業	6	5
小田原保健福祉事務所	子どもの育ち支援プログラム	5	5
	高校進学等支援プログラム	12	12
	高校生支援プログラム	9	9
	中学卒業後の社会生活支援プログラム	5	5
	被保護者就労準備支援事業	12	0
	被保護者就労支援事業	15	5
	無料低額宿泊所等の生活環境改善	8	5
	生活保護受給者等就労自立促進事業	24	13
	家計改善支援事業	5	5
小田原保健福祉事務所 所定柄上センター	農業訓練・社会参加促進支援プログラム	8	0
	被保護者就労支援事業	11	3
	子どもの健全育成プログラム	68	68
厚木保健福祉事務所	被保護者就労支援事業	21	7
	生活困窮者等就労準備支援事業	20	10
	居住の安定確保支援事業	316	316
	生活困窮世帯の子どもの健全育成プログラム	1,359	1,359
	生活困窮者等家計改善支援事業	71	71
	被保護者健康管理支援事業	456	456
	外国籍被保護者等に対する自立支援プログラム	230	230

(6) 生活保護受給者等就労自立促進事業

平成 17 年度より、「生活保護受給者等就労支援事業」としてハローワークと福祉事務所が連携し、就労・自立の意欲が一定程度以上ある生活保護受給者に対して、個々の対象者の様態、ニーズ等に応じた就労支援を実施した。平成 23 年度より『福祉から就労』支援事業」となり、地方公共団体と労働局・安定所との間で、年間の支援対象者数、就職者数等に関する目標、役割分担等について定めた協定を締結し、就労支援を実施している。

さらに、平成 25 年度からは、『福祉から就労』支援事業」を発展させ、福祉事務所へのハローワークの常設窓口を設置、巡回相談を行うなど、ハローワークと自治体が一体となった就労支援体制を強化した「生活保護受給者等就労自立促進事業」を開始している。

実施状況は第 18 表のとおりである。

第 18 表 生活保護受給者等就労自立促進事業の実施状況（政令・中核市を含む）
（令和 2 年度）

支援の取組み件数	就職・増収件数
2,665	1,467

※「令和 2 年度における就労支援等の状況調査について」（令和 3 年 6 月 1 日付け厚生労働省社会・援護局保護課自立支援係長事務連絡）における調査票により算出

(7) 就労支援員等による個別支援プログラム

各福祉事務所に配置された就労支援員を活用する個別支援プログラムの実施状況は、第 19 表のとおりである。

神奈川県の実施機関では、令和 3 年 3 月現在 137 名の就労支援員が配置されており、査察指導員、現業員と連携して効果的な就労支援を実施している。

第 19 表 就労支援員等による個別支援プログラム実施状況（政令・中核市を含む）
（令和 2 年度）

支援の取組み件数	就職・増収件数
5,490	1,610

※「令和 2 年度における就労支援等の状況調査について」（令和 3 年 6 月 1 日付け厚生労働省社会・援護局保護課自立支援係長事務連絡）における調査票により算出

(8) 県内保護施設の状況

第20表 県内保護施設の状況

(令和3年4月1日現在)

設置主体	運営主体	施設種別	施設名	所在地	許可年月日	入所定員	入所現員
(福)恩賜財団神奈川県同胞援護会		救護施設	平塚ふじみ園	平塚市四之宮6-15-1	平成18年3月29日	180	184
(福)横浜社会福祉協会			清明の郷	横浜市南区中村町5-315	平成18年3月27日	190	190
(福)恩賜財団神奈川県同胞援護会		救護施設	岡野福祉会館	横浜市西区岡野2-15-6	平成8年2月1日	130	138
横浜市	(福)神奈川県済会		横浜市浦舟園	横浜市南区浦舟町3-46	平成16年7月1日	100	98
(福)幼年保護会			甲突寮	横浜市磯子区丸山1-19-20	昭和39年9月1日	50	50
横浜市	(福)横浜市社会事業協会	更生施設	横浜市中心中央浩生館	横浜市南区中村町3-211	昭和56年4月1日	68	62
(福)横浜愛隣会			民衆館	横浜市南区陸町1-27	昭和58年4月22日	68	61
(福)川崎聖風福祉会		救護施設	ノーマ・ヴィラージュ聖風苑	川崎市川崎区池上新町3-1-8	平成4年4月1日	86	83

注1：医療保護施設を除く。

注2：「岡野福祉会館」は、平成5年4月1日に県立委託更生施設から民立民営更生施設に転換後、平成8年2月1日より救護施設に施設転換済（新築、定員130人）。

注3：「平塚ふじみ園」は、平成18年4月1日から民立民営により事業開始。

第21表 県内保護施設（救護・更生）所管別入所者の状況

ア 救護施設

(令和3年4月1日現在)

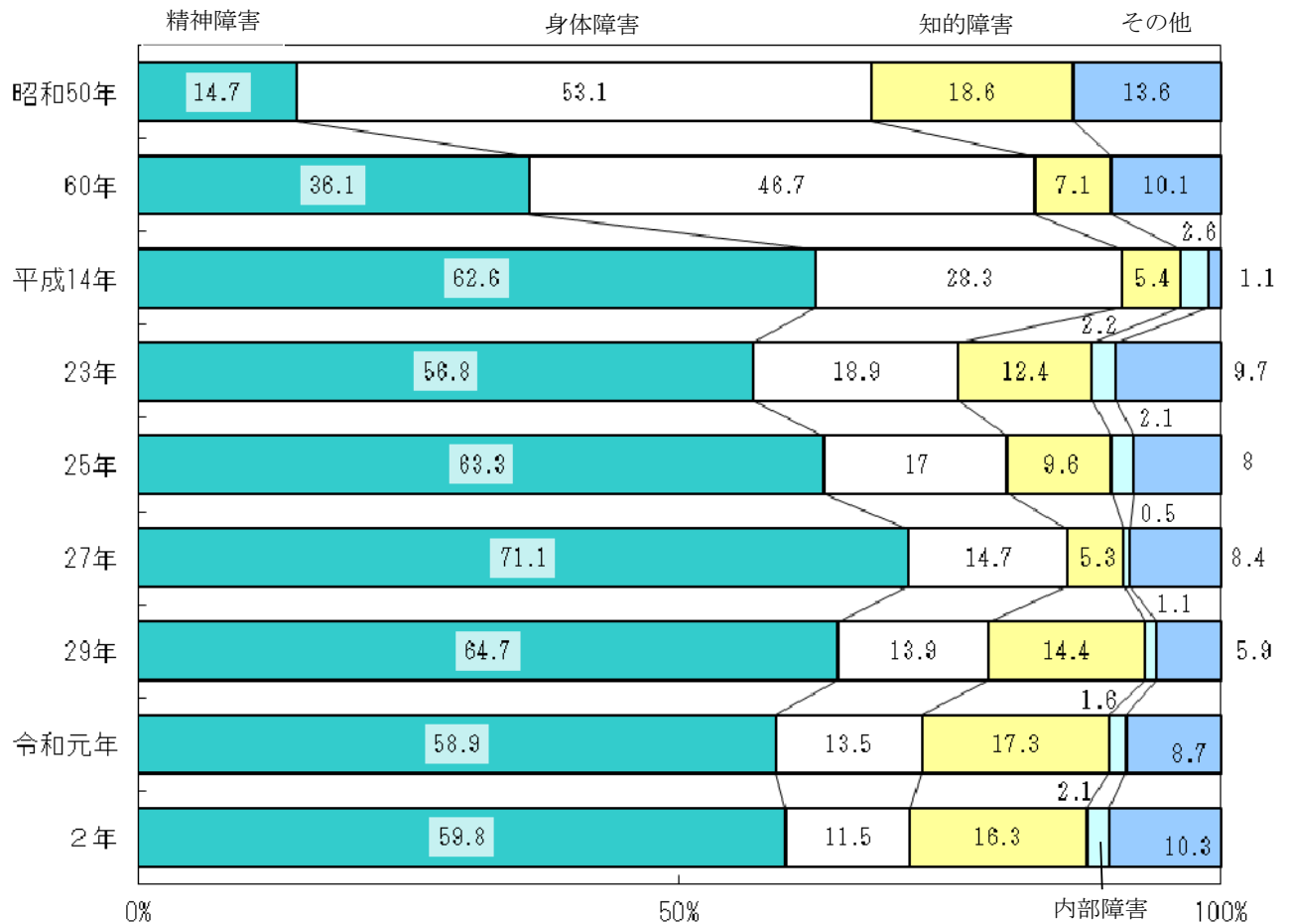
施設名	平塚ふじみ園	清明の郷	岡野福祉会館	横浜市浦舟園	ノーマ・ヴィラージュ聖風苑	計							
定員	180	190	130	100	80	680							
実施機関	県所管	152	83.1%	0	0.0%	2	1.5%	1	1.0%	0	0.0%	155	22.7%
	横浜市	2	1.1%	185	97.9%	127	97.7%	98	99.0%	8	9.9%	420	61.6%
	川崎市	0	0.0%	4	2.1%	0	0.0%	0	0.0%	73	90.1%	77	11.3%
	相模原市	22	12.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	22	3.2%
	横須賀市	7	3.8%	0	0.0%	1	0.8%	0	0.0%	0	0.0%	8	1.2%
	その他	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
計	183	100.0%	189	100.0%	130	100.0%	99	100.0%	81	100.0%	682	100.0%	

イ 更生施設

(令和3年4月1日現在)

施設名	甲突寮	横浜市中心中央浩生館	民衆館	計					
定員	50	68	68	186					
実施機関	県所管	9	18.0%	0	0.0%	0	0.0%	9	5.2%
	横浜市	38	76.0%	57	91.9%	58	95.1%	153	88.4%
	川崎市	1	2.0%	2	3.2%	1	1.6%	4	2.3%
	相模原市	0	0.0%	0	0.0%	1	1.6%	1	0.6%
	横須賀市	2	4.0%	3	4.8%	1	1.6%	6	3.5%
	その他	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
計	50	100.0%	62	100.0%	61	100.0%	173	100.0%	

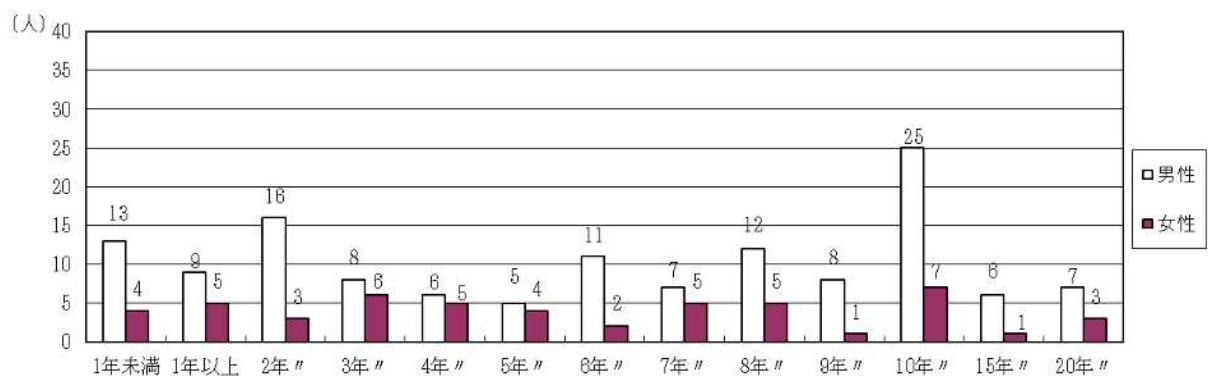
第 22 表 救護施設（平塚ふじみ園）利用者の障害状況構成比推移(令和 3 年 3 月 31 日時点)



※ 昭和 50 年及び 60 年については、「内部障害」を分けていないため、その他に含む。

第 23 表 救護施設（平塚ふじみ園）の在園期間別在園者数（令和 3 年 3 月 31 日時点）

平均在園期間 7.0 年（男性 7.5 年 女性 6.5 年）
 在園人数 184 人（男性 133 人 女性 51 人）



(令和 3 年 3 月 31 日現在)

	1年未満	1年以上	2年以上	3年以上	4年以上	5年以上	6年以上	7年以上	8年以上	9年以上	10年以上	15年以上	20年以上	計
在園者数	17	14	19	14	11	9	13	12	17	9	32	7	10	184

(平塚ふじみ園「一年のあゆみ」より)

